

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「Nothing to Something」の合言葉のもと、「常に変化し、新しいものに挑戦し、新しい製品、技術、サービスを顧客に提供し続けていく」、また、「仕事を通じ人格形成を図ると共に、正当な活動で顧客から得た対価を社員（従業員）に分配し、充実した人生を送る為のベースを作る」、また「自分達の利だけでなく、関係する全ての人々の利、社会への貢献を常に念頭に置き、事業を推進していく」という経営理念に基づき事業活動を行っており、この経営理念を実現するため社内組織体制や経営管理システムを整備しております。これにより株主、顧客、社員（従業員）、環境社会を始めとした地域社会の利害関係者に対して、安全で快適な生活空間、作業空間を提供して、社会の公器としての責任を果たすことが当社グループの責務と認識しており、これが企業価値の増大につながるものと考えております。

この方針に従い、企業倫理の確立や経営の透明性に対応した組織体制を構築・維持していくことが、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NIX従業員持株会	247,000	10.66
株式会社SKコーポレーション	210,000	9.07
中島幹夫	150,280	6.49
青木一英	124,500	5.37
青木洋明	105,000	4.53
青木達也	90,000	3.88
中島とし子	73,800	3.18
青木伸一	68,920	2.97
中島忠政	65,800	2.84
中島和紀	65,800	2.84

支配株主（親会社を除く）の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

特筆すべき事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 9 月

業種 化学

直前事業年度末における（連結）従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における（連結）売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特筆すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 5 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荒木 豊	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒木 豊		特定非営利活動法人経営支援NPOクラブに勤務しており、当社株式の保有はありません。また、当社グループとの間に資本的・人的関係、取引関係はないため、独立性に及ぼす影響はないと判断しております。	石油化学企業の執行役員としての実績があること、さらに上場企業役員として不可欠なコンプライアンスに対する知見が高いことからその経営・実務経験を当社に活かしていただくため選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は会計監査人と連携して、期末監査あるいは期中監査において、必要に応じ監査の立会い、意見交換などを行い、取締役の業務執行の効率性、適法性について幅広く検証してまいります。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
荒川 英雄	他の会社の出身者													○
奥原 章男	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒川 英雄	○	株式会社東日本計算センターの専務取締役、かつ当社の独立役員であります。当社株式6,200株を保有しておりますが、それ以外に当社グループとの間に資本的・人的関係、取引関係はないため、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	上場企業の取締役・監査役の経験者であり、企業経営に精通しております。日本監査役協会の各種委員会等の経験を踏まえ、ガバナンスのあり方に関して崇高な思想を持っており、内部統制の評価に関しては、そのプロセスにおける適切な意見具申と助言が受けられることから選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外監査役の要件を備えていることから、当社の独立役員としても選任しております。
奥原 章男		コンパッソ税理士法人の横浜青葉事務所所長であります。 また、工藤建設株式会社の社外監査役であります。当社株式1,000株を保有しておりますが、それ以外に当社グループとの間に資本的・人的関係、取引関係はないため、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	税理士として長い経験を持ち数多くの企業経営者との交流実績があります。 また、左記のごとく現役の上場企業社外監査役でもあり、企業経営に不可欠なガバナンスやコンプライアンスに対する知見が高いことから選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

特筆すべき事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営の執行者たる取締役に對し、業績向上に向けた士氣、意欲の高揚を図る目的をもってインセンティブを付与することは、有効な手段の一つであると考えます。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社では、会社の利益が取締役および従業員の利益と一体になるよう職務に精励する動議づけを行うため、インセンティブ制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別開示はしていません。但し、報酬等の総額については、役員区分に従い、有価証券報告書及び事業報告に明記しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、各取締役の役職・職責、当社経営環境及び業績等を総合的に勘案し取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

補佐する担当部門はグローバル管理本部であり、資料の事前配布、事前説明を行うほか、事務的な面のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1. 会社の機関の基本説明

経営に関する重要な意思決定機関として、取締役会を設置しており、業務執行の責務明確化のため業績検討会議を設置しております。また、監査役は、取締役会他への出席や業務監査他を行っております。

2. 取締役会

常勤取締役4名、社外取締役1名で構成しており、毎月開催して経営方針等の重要事項に関する意思決定を行っております。

3. 監査役会

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当していませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程「企業行動規範」第1款第437条に従い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、監査役会を設置しております。その体制は、常勤監査役1名と社外監査役2名の3名の構成となっており、経営判断と執行に関する監査機能を充実させております。各監査役は監査方針に基づき、取締役会他への出席や業務監査の他、内部監査部門および会計監査人である東陽監査法人と情報交換や意見交換を行い、相互に連携しております。

4. 独立役員の状況

社外監査役である荒川英雄を独立役員として選任しております。その選任理由については、前項「監査役関係」で記載したとおりであります。

5. 会計監査人

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当していませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程「企業行動規範」第1款第437条に従い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、会計監査人設置会社となり、会計監査人として下記の通り選任しております。

・第80期(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)～第83期(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日):日之出監査法人

・第84期第1四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)以降:東陽監査法人[平成25年12月21日開催の当社第83期定時株主総会にて決議されております]

6. 本部長会議

常勤取締役4名と常勤監査役1名、本部長および社長の指名した者にて構成しており、毎月開催して重要案件を個別検討すると共に、利益計画策定・予算編成に際しては、具体的事項の立案検討を行っております。

7. 業績検討会議

取締役・本部長・事業部長・社長の指名した部長級の者が参加して業績検討会議を開催し、経営進捗状況の把握・経営責任の明確化・業務執行の迅速化などを図っております。

8. 営業合同会議

営業部門の事業部長・部長級・課長級・担当者及びその支援スタッフ部門の課長級(女性1名を含む)が参加して、翌年度予算確定後に営業合同会議を毎年一回開催し、全社の方針・予算案・各営業部門及び支援スタッフ部門の具体的方針と行動案につき情報共有と意識合わせを行っております。

9. 内部監査の状況

コーポレート・ガバナンスの機能向上のため、代表取締役社長直属の内部監査・情報管理室を設置し、関係会社含めた全部門に対し、原則として1年に1回以上の頻度で業務監査を実施しており、各部門の業務執行状況、法令・規程の遵守およびそれを確保する内部牽制制度の機能状況等を監査の上、代表取締役社長への報告および被監査部門への改善指示を行っております。また、日頃から監査役および会計監査人と情報交換や意見交換を行い、相互に連携しております。

10. 会計監査の状況

当社の第85期(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)における会計監査を執行した公認会計士は金野米太郎氏、安達則嗣氏であり、東陽監査法人に所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

取締役会は常勤取締役4名、社外取締役1名、常勤監査役1名および社外監査役2名から構成されており、毎月開催して経営方針等の重要事項に関する意思決定を行っております。また、当社は会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程「企業行動規範」第1款第437条に従い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、監査役会を設置しております。監査役3名のうち2名が社外監査役であります。監査役は原則月1回開催している取締役会に出席するほか、その他の経営に係わる重要な会議への出席や会議議事録の閲覧、部門・拠点監査の実施、重要書類の閲覧及び取締役ならびに会計監査人からの定期的な報告により、会社の経営方針、経営計画、重要事項の決定及び業務執行状況の監査機能を十分発揮できる体制としております。これにより、社会的に要求されるコーポレート・ガバナンスの強化とともに経営の監視やコンプライアンスの促進を図っております。

また、常勤取締役4名と常勤監査役1名、本部長および社長の指名した者にて本部長会議を毎月開催して、重要案件を個別検討するとともに、利益計画策定・予算編成に際しては、具体的事項の立案検討を行っております。さらに取締役・本部長・事業部長と社長の指名した部長級の者が参加して業績検討会議を開催し、経営進捗状況の把握・経営責任の明確化・業務執行の迅速化などを図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

株主の議決権行使環境の改善を目的として招集通知の早期発送に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

定期的な説明会は現在実施しておりません。

なし

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

年1回、通期決算開示後に開催しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

決算短信、決算説明会資料などを掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

IR担当部署は、経営企画室であります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

本社及びグローバル生産本部は、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001を取得しております。引き続き環境マネジメントシステムの実施を通して、環境維持・改善活動を継続してまいります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社はインサイダー取引を未然に防止することを目的とした「インサイダー取引防止規程」を定めており、継続的に周知徹底を促進していくとともに、迅速・正確・公平な情報提供に努めてまいります。

その他

営業部門の支援スタッフ部門としてCS部を設けており、2名の課長級管理者(うち1名が女性)の他、女性を中心として構成し、女性の活躍を推進しております。その主たる業務は、営業部門の「受発注業務」、「お客様からの製品問い合わせ対応」であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制および、その他の業務の適正を確保するための体制構築のため、内部統制システムの「内部統制基本方針」ならびに「内部統制マニュアル」に基づき整備運用しております。それにより監査役の監査を受け、取締役会において決議され必要な体制の構築を進めております。体制の整備は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「ニックスグループ企業行動憲章」を定め、社員に対して研修を通して周知させ、法令・定款違反行為を未然に防止する体制としております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務に係る情報は「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に保存・管理され、取締役もしくは監査役は常時これらの文書を閲覧できるものであります。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役会は、当社の企業価値を高め、企業活動の持続的発展実現のため、損失の危険の管理に係る規程を整備し、これに基づいてリスク管理体制を整えております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、毎月定例のほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。また当社の経営方針・経営戦略・重要な業務執行に係る検討機関として、本部長会議において議論を行っております。取締役会の決定に基づく業務執行は「組織規程」・「職務分掌規程」・「職務権限規程」において、それぞれの責任・権限・執行手続きの詳細について定め、効率的な職務執行が行われる体制をとっております。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制として「ニックスグループ企業行動憲章」を制定するとともに、内部監査部門にて、違法・リスクマネジメント・内部統制システムなどの監査を常勤監査役と連携して子会社を含めたグループ全体に対して定期的を実施しております。その結果は都度会長・社長に報告されるとともに、被監査部門に対し業務執行の適正性および効率性について具体的な評価と改善に向けた提言を行っております。
6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループすべての会社に「ニックスグループ企業行動憲章」を適用し、これを基礎として子会社の諸規程を定めております。経営管理については「関係会社管理規程」に従って当社への決裁・報告制度による管理を行うものとし、さらに「内部監査規程」に基づいた監査により、法令・ルールに沿った業務が行われていることを確認する体制となっております。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社では現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて、監査役スタッフを置くこととしております。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役および使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしております。
9. その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役会長並びに代表取締役社長は監査役および会計監査人それぞれとの意見交換を通じて、体制検証状況を確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

反社会的勢力からの不当要求への対応を所管する部署を総務部と定め、事案発生時の報告および対応に係わる社内規程等の整備を行い、反社会的勢力に対しては警察等の関係機関とも連携して毅然たる対応が取れる体制としております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社はコーポレートガバナンス強化のために前述のように社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役または社外監査役選任における独立性に関する基準または方針について定めておりませんが東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン3. 5. (3)の2」）に定める該当性の有無を確認したうえで判断しております。その結果、上記の社外取締役1名及び社外監査役2名の計3名についてそれぞれ独立性があると判断し、東京証券取引所へはその旨の独立役員届出書を提出しております。

なお、社外取締役は、社内取締役と緊密な情報交換を図るとともに取締役会において適切な意見具申や提言を行っております。また、社外監査役においても社内監査役との緊密な情報交換を図り、監査役会ならびに取締役会において適切な意見具申や提言を行っております。